実施方針添付資料-3　役割分担概念図

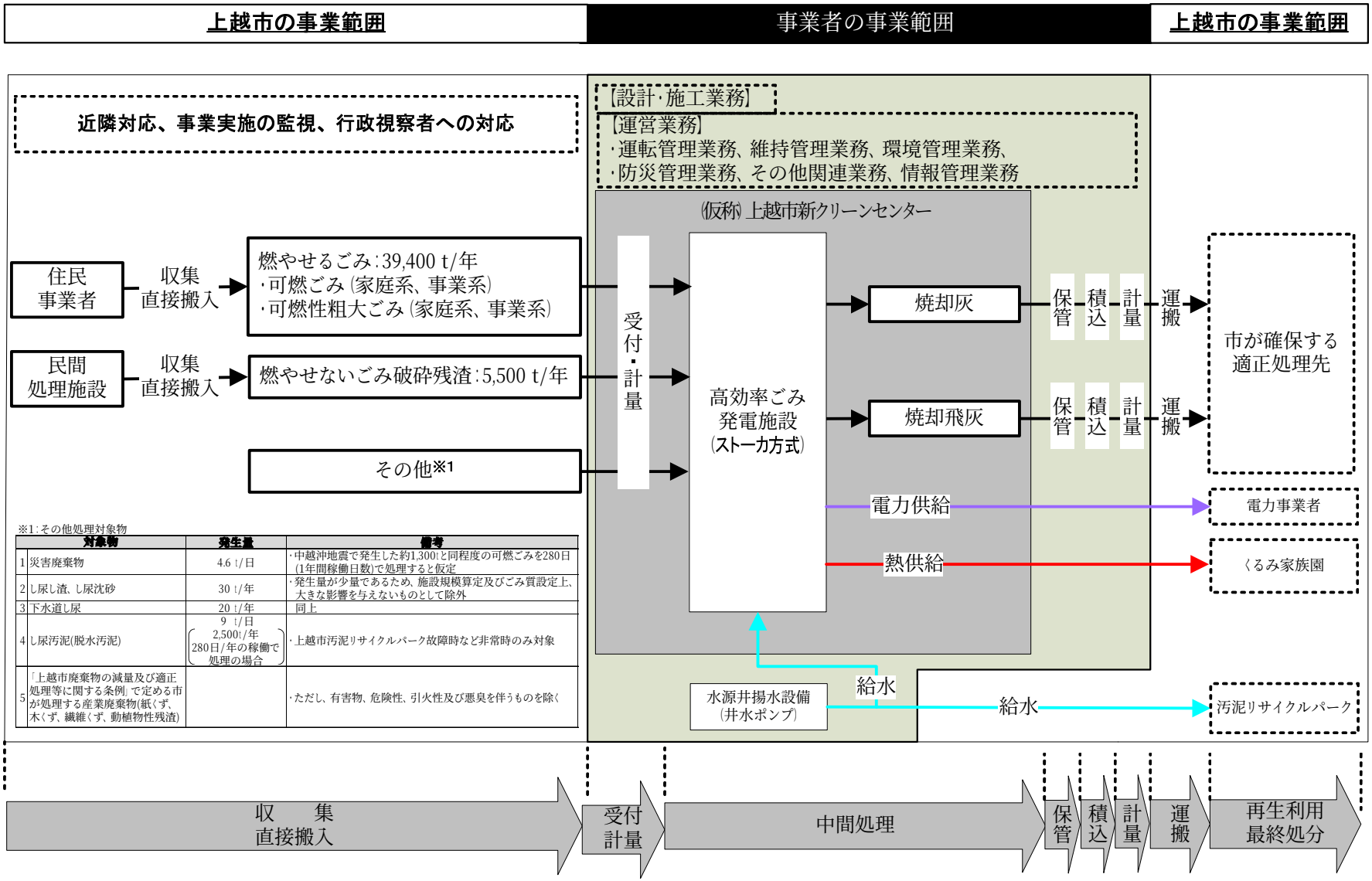

※1:その他処理対象物

	対象物	発生量	備考
1	災害廃棄物	4.6 t/日	・中越沖地震で発生した約1,300tと同程度の可燃ごみを280日(1年間稼働日数)で処理すると仮定
2	し尿し渣、し尿沈砂	30 t/年	・発生量が少量であるため、施設規模算定及びごみ質設定上、大きな影響を与えないものとして除外
3	下水道し尿	20 t/年	同上
4	し尿汚泥(脱水汚泥)	9 t/日 (2,500t/年 280日/年の稼働で処理の場合)	・上越市汚泥リサイクルパーク故障時など非常時のみ対象
5	「上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で定める市が処理する産業廃棄物(紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣)		・ただし、有害物、危険性、引火性及び悪臭を伴うものを除く